

令和 7 年度向け入札・契約制度の改正（先行実施分）について

1 等級格付制度の改正

(1) 管工事・造園工事・解体工事・建築設計の格付等級に係る予定価格の範囲等の引上げ

より適切な競争環境の確保を図るため、令和 7 年度分（注 1）から、次の種目における等級に係る予定価格及び J V により施工することとする予定価格の範囲を引き上げます。

（金額は全て税込）

		現行	令和 7 年度分（注 1）から
管工事 （注 2）	—	3 億円以上は原則 J V	3 億円以上は原則 J V
	A 等級	8 千万円以上	<u>1 億円</u> 以上
	B 等級	3 千万円以上 8 千万円未満	3 千万円以上 <u>1 億円</u> 未満
	C 等級	8 百万円以上 3 千万円未満	<u>1 千万円</u> 以上 3 千万円未満
	D 等級	8 百万円未満	<u>1 千万円</u> 未満
造園 工事	—	9 千万円以上は原則 J V	<u>1 億円</u> 以上は原則 J V
	A 等級	3 千万円以上	<u>4 千万円</u> 以上
	B 等級	1 千 5 百万円以上 3 千万円未満	<u>2 千万円</u> 以上 <u>4 千万円</u> 未満
	C 等級	5 百万円以上 1 千 5 百万円未満	<u>1 千万円</u> 以上 <u>2 千万円</u> 未満
	D 等級	5 百万円未満	<u>1 千万円</u> 未満
解体 工事	—	5 千万円以上は原則 J V	<u>1 億円</u> 以上は原則 J V
	A 等級	1 千万円以上	<u>2 千万円</u> 以上
	B 等級	1 千万円未満	<u>2 千万円</u> 未満
建築 設計	A 等級	7 5 0 万円以上	<u>1 千万円</u> 以上
	B 等級	7 5 0 万円未満	<u>1 千万円</u> 未満

注 1 「京都市入札情報館」の入札執行予定一覧の「令和 7 年度」欄に掲載するもの（一部、令和 6 年度中に入札するものがあります。）

注 2 管工事では、個別熱源方式の空調工事の入札参加要件を施工実績から等級格付に変更します。（集中熱源方式の空調工事は、令和 5 年度から変更済みです。）

[参考] 建設業法等の改正による技術者制度の改正

(1) 監理技術者・主任技術者が複数の工事を兼任できる要件の緩和

働き方改革等を推進するとともに、建設物価の上昇に対応するため、令和6年12月から兼任可能な工事が拡大されており、令和7年2月から更に拡大されます。

		改正前	改正後
建築 工事	通常	契約金額（税込）8千万円未満	契約金額（税込） <u>9千万円</u> 未満〔7年2月から〕
	特例 1	—	<u>ICTを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）2億円未満（2時間程度で移動可能な2工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）</u> 〔6年12月から〕
	特例 2	監理技術者補佐を専任配置する場合は、予定価格（他機関発注工事では契約金額）（税込）2億円未満（本市内施工の公共2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）	監理技術者補佐を専任配置する場合は、予定価格（他機関発注工事では契約金額）（税込）2億円未満（本市内施工の公共2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）
その 他	通常	契約金額（税込）4千万円未満	契約金額（税込） <u>4千5百万円</u> 未満〔7年2月から〕
	特例 1	—	<u>ICTを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）1億円未満（2時間程度で移動可能な2工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）</u> 〔6年12月から〕
	特例 2	監理技術者補佐を専任配置する場合は、予定価格（他機関発注工事では契約金額）（税込）2億円未満（本市内施工の公共2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）	監理技術者補佐を専任配置する場合は、予定価格（他機関発注工事では契約金額）（税込）2億円未満（本市内施工の公共2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）

※ 本市の現場代理人の常駐義務を緩和する工事等の上限額も、上記に準じ、令和7年2月から、契約金額（税込）4千万円（建築工事では8千万円）未満から4千5百万円未満（建築工事では9千万円）未満に引き上げます。

(2) 営業所技術者・特定営業所技術者が工事を兼任できる要件の緩和

働き方改革等を推進するとともに、建設物価の上昇に対応するため、令和6年12月から兼任可能な工事が拡大されており、令和7年2月から更に拡大されます。

		改正前	改正後
建築 工事	通常	契約金額（税込）8千万円未満 ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。	契約金額（税込） <u>9千万円</u> 未満〔7年2月から〕 ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。
	特例	—	<u>ICTを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）2億円未満（2時間程度で移動可能な1工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）</u> 〔6年12月から〕
その他	通常	契約金額（税込）4千万円未満 ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。	契約金額（税込） <u>4千5百万円</u> 未満〔7年2月から〕 ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。
	特例	—	<u>ICTを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）1億円未満（2時間程度で移動可能な1工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）</u> 〔6年12月から〕

(3) 特定建設業許可・監理技術者配置が不要な下請金額の緩和

建設物価の上昇に対応するため、令和7年2月から特定建設業許可・監理技術者配置が不要な下請金額が引き上げられます。

	現行	令和7年2月から
建築工事	下請金額（税込）7千万円未満	下請金額（税込） <u>8千万円</u> 未満
その他	下請金額（税込）4千5百万円未満	下請金額（税込） <u>5千万円</u> 未満

上記以外の改正事項は、改めてお知らせします。